平成２５年（フ）第１３３号
青森県八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保25番地１
債務者　廣崎　孝子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字小館４番地５
債務者　工藤　基樹
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
和歌山県岩出市岡田240番地の１　608号
債務者　松本　　孝（旧姓中西）
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２６号
和歌山県橋本市慶賀野212番地
債務者　小林　寿人
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
山口県下松市南花岡２丁目10番55号国居コーポ102号
債務者　松本由美子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１６５６号
横浜市泉区和泉町2314番地３　パストラルビューＢ103号
債務者　彦坂　夕貴（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３５号
横浜市緑区いぶき野24番地４　第二井上荘102号
債務者　佐藤　世望
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０６号
北海道旭川市忠和５条１丁目４番14号
債務者　松橋　沙織
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７７号
東京都青梅市日向和田２丁目421番地
債務者　舩木　政広
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７７号
川崎市麻生区岡上12番地１　リバーサイド川内301
債務者　近藤　広崇
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
静岡県浜松市南区飯田町659番地の２　グリーンアベニュー402号
債務者　金城　　修
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
静岡県浜松市南区飯田町659番地の２　グリーンアベニュー402号
債務者　金城　寛子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
静岡県浜松市北区初生町852番地の６
債務者　山本　幹夫
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
静岡県浜松市北区初生町852番地の６
債務者　山本　節美
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目36番18号ニューハイツ藤Ａ206号
債務者　酒井　徳芳
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係